

酒田市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この告示は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくため地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき設置する酒田市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第 2 条 市長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、教育委員会から、書面により会議で協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求められたときは、速やかに会議を招集し、又は、会議を招集しない理由を明示して書面により回答しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を、市のホームページに掲載して公表するものとする。

（会議の非公開）

第 3 条 法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を市のホームページに掲載して公表するものとする。

2 前項の規定は、会議の中途において、緊急に会議を公開しないこととする場合は、適用しない。

（議事録）

第 4 条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを市のホームページに掲載して公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りではない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言の概要
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

（事務局）

第 5 条 会議の事務を処理させるため、事務局を教育委員会管理課に置く。

（その他）

第 6 条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 27 年 5 月 25 日から施行する。

【参考】総合教育会議の概要

- 1 総合教育会議は、市長が招集する。
- 2 総合教育会議は、市長と教育委員会（教育長及び委員 4 名）で構成される。
- 3 法律が規定する協議・調整事項は、次のとおり。  
（※決定機関や諮問に対して審議を行う諮問機関ではない。）
  - (1) 教育等に関する施策の大綱の策定
  - (2) 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
  - (3) 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置
- 4 総合教育会議は、原則公開する。ただし、公益上の必要により非公開とできる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（抜粋）

（総合教育会議）

第 1 条の 4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 地方公共団体の長
  - (2) 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第 1 項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。